

○発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令

(昭和四十年六月十五日)
通商産業省令第六十三号

改正 昭和三十九年六月三日通商産業省令第五号
同 三十九年六月一日同 第五号

(二酸化ウラン燃料材)

第四条 二酸化ウラン燃料材は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 高速増殖炉以外の原子炉に用いる場合にあつては、次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量のウランの含有量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。

炭素	〇・〇一〇以下
ふっ素	〇・〇〇一五以下
水素	〇・〇〇〇二以下
窒素	〇・〇〇七五以下

二 高速増殖炉に用いる場合にあつては、当該燃料材に含まれる不純物の含有量の全重量に対する百分率の値は、実用上差し支えがないものであること。
三 ウラン二三五の含有量のウランの含有量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きいこと。
四 ペレット型燃料材にあつては、ペレットが次に適合すること。
イ 各部分の寸法の偏差は、著しく大きいこと。
ロ 密度の偏差は、著しく大きいこと。
ハ 表面に割れ、きず等で有害なものがないこと。

二 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

五 ガドリニウムを添加していないものにあつては、次に適合すること。
イ ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、八十七・七以上であること。

ロ 酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、一・九九以上二・〇二以下であること。

六 ガドリニウムを添加したものにあつては、次に適合すること。
イ ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、実用上差し支えがないものであること。

ロ 酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、実用上差し支えがないものであること。

ハ ガドリニウムの含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きいこと。

ニ ガドリニウムの均一度は、実用上差し支えがないものであること。

(昭六〇通産令二九・旧第二条線下・昭六三通産令三九・一部改正)

(ウラン・プルトニウム混合酸化燃料材)

第五条 ウラン・プルトニウム混合酸化燃料材は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きいこと。

二 酸素の原子数のウラン及びプルトニウムの原子数の合計に対する比率の値は、実用上差し支えがないものであること。

三 ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一の含有量の合計のウラン及びプルトニウムの含有量の合計に対する百分率の値の偏差は、著しく大きいこと。
四 プルトニウムの均一度は、実用上差し支えがないものであること。

五 ペレット型燃料材にあつては、ペレットが次に適合すること。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

電気事業法（昭和三十九年法律第一七〇号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八八号）第五条第一項の規定による審査基準及び第一二条第一項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

2 その他

(7) 第五十一条第三項の規定による輸入燃料体検査

第五十一条第三項の規定による輸入燃料体検査に係る審査基準については、同条第四項及び発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十三号）に合格の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(8) 第五十七条の二第一項の規定による登録調査機関の登録

第五十七条の二第一項の規定による登録調査機関の登録に係る審査基準については、第九十条第一項各号に登録の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。